



三労雇均発0305第2号
令和2年3月5日

関係団体各位

三重労働局雇用環境・均等室長



ゴールデンウィークにおける年次有給休暇の取得促進について

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進など「働き方改革」を推進しております。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となるため、「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入や、平成30年度から始まった「キッズウィーク」等の取り組みにより、労使一体となって計画的に年次有給休暇の取得をすすめる、「仕事休もつ化計画」を推進しております。

貴団体におかれましても、この趣旨をご理解の上、同封するリーフレット等による周知や別添の「掲載文例」を参考に、貴団体の広報紙またはホームページへ掲載していただく等の方法により、ご協力賜りますようお願いいたします。

なお、掲載文例やリーフレット等の電子データが必要な場合には、下記担当までご連絡ください。

また、本件について、広報誌・HP等へ掲載されました際は、参考までに下記担当あてご連絡いただければ、幸いに存じます。



三重労働局雇用環境・均等室2階
所在地：津市島崎町327-2
電話059-226-2110
担当：笹本・佐藤